

長 第 0 6 1 0 0 0 0 1 号
平成 2 8 年 6 月 1 0 日

各指定居宅介護支援事業所開設者 様

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局長寿社会課長
(公 印 省 略)

居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の取り扱いについて

このことについて、平成28年5月30日付けで厚生労働省老健局振興課より別紙のとおり通知があり、平成28年度前期分から本県（和歌山市内の居宅介護支援事業所を除く。）における特定事業所集中減算の取り扱いを下記のとおりとしましたので、遺漏のないようお願い致します（本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、傘下の事業所には貴職から通知願います）。

なお、各指定居宅介護支援事業者におかれましては、利用者自身によるサービスの選択という介護保険制度の基本理念に基づき、利用者に提供される居宅サービス等が特定の事業者に不当に偏ることがないように、引き続き公正中立な居宅介護支援の提供に努めていただきますようよろしくお願い致します。

記

平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護については、それぞれ最も紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、それぞれ判定様式に記載することを基本とするが、通所介護及び地域密着型通所介護を分けて計算することで居宅介護支援業務に支障が生じる場合、通所介護及び地域密着型通所介護の計画数をまとめて算出しても差し支えない。

なお、この場合は、判定様式の通所介護に記載すること。

(問い合わせ先)
福祉保健部福祉保健政策局
長寿社会課サービス指導班
担当：萩原（はぎはら）
TEL 073-441-2527
FAX 073-441-2523